

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次	【告示】 特定施設の構造等変更許可申請 知事指定薬物の指定 特定計量器定期検査 海岸保全区域の指定 道路の区域変更 道路の供用開始 【公告】 土地改良事業施行認可申請の縦覧 落札者等の決定 【選挙管理委員会】 政治団体の名称等の公表 政治団体の代表者等の異動 政治団体の解散 資金管理団体の名称等の公表	担当課（室）	
	環境管理課 医薬安全課 産業企画課 水産課 道路整備課 〃 耕地課 用度課 選挙管理委員会 〃 〃 〃		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第四百六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 パンパシフィック・カッパー株式会社

住 所 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

氏 名 代表取締役社長 西山 佳宏

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 パンパシフィック・カッパー株式会社日比製煉所

所在地 玉野市日比六丁目1番1号

平成28年8月26日 岡山県公報 第11816号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	変 更 前		変 更 後	
種	類	74 特定事業場から排出される水の処理施設		同左	
能	力	1,500m ³ /日		一次中和工程1,500m ³ /日, 二次中和工程2,900m ³ /日, 三次中和工程2,900m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		既設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		既設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚染物質及び水の通常の値並びに最大値及び最大量の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1,158	1,704	2,024	2,879
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
	B O D (mg/ℓ)	10	20		
	C O D (mg/ℓ)	20	40	13	30
	S S (mg/ℓ)	10	15	13	25
	油 分 (mg/ℓ)	－	－	同左	
	T－N (mg/ℓ)	10	20	5	10
	T－P (mg/ℓ)	0.1	1.0	同左	
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	－		
	C u (mg/ℓ)	0.01	0.4	0.01	0.3
	P b (mg/ℓ)	0.03	0.05	0.03	0.04
	Z n (mg/ℓ)	0.01	0.03	0.01	0.02
	C d (mg/ℓ)	0.01	0.03	0.01	0.02
	A s (mg/ℓ)	0.2	0.45	0.15	0.30
	F e (mg/ℓ)	1	5	同左	
	M n (mg/ℓ)	<1	5	1	5
	S e (mg/ℓ)	0.01	0.1	0.01	0.05
	フッ素 (mg/ℓ)	30	60	17	33

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年8月26日 岡山県公報 第11816号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		1（排水処理工場）				同左			
種 類		排水処理工程							
構 造		レンガモルタル，ライニング，鉄筋コンクリート，鉄，ステンレス，ポリプロピレン							
主 要 寸 法		215m×140m×20m							
能 力		1,500m ³ ／日				一次中和工程1,500m ³ ／日，二次中和工程2,900m ³ ／日，三次中和工程2,900m ³ ／日			
処 理 の 方 法		中和＋凝集沈殿				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				既設			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				既設			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	924	1,479	1,158	1,704	1,424	2,179	2,024	2,879
	p H	0.5～2.5	0.5～2.5	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D（mg／ℓ）	15	25	10	20				
	C O D（mg／ℓ）	130	500	20	40	84	324	13	30
	S S（mg／ℓ）	30	90	10	15	54	124	13	25
	油 分（mg／ℓ）	－	－	－	－	同左			
	T－N（mg／ℓ）	15	25	10	20	10	20	5	10
	T－P（mg／ℓ）	10	100	0.1	1.0	5	10	0.1	1.0
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	－	－	－	－	同左			
	C u（mg／ℓ）	90	450	0.01	0.4	53	291	0.01	0.3
	P b（mg／ℓ）	30	90	0.03	0.05	17	60	0.03	0.04
	Z n（mg／ℓ）	180	650	0.01	0.03	104	433	0.01	0.02
	C d（mg／ℓ）	6	45	0.01	0.03	3	28	0.01	0.02
	A s（mg／ℓ）	850	1,800	0.2	0.45	523	1,150	0.15	0.30
	F e（mg／ℓ）	10	50	1	5	5	10	1	5
	M n（mg／ℓ）	5	25	<1	5	6	10	1	5
	S e（mg／ℓ）	3	10	0.01	0.1	1	10	0.01	0.05
	フッ素（mg／ℓ）	2,000	4,000	30	60	1,300	2,700	17	33

平成28年8月26日 岡山県公報 第11816号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1～8雨水排水口	
区分	新設	
	通常	最大
水量 (m ³ /日)	0	0
pH	-	-
BOD (mg/ℓ)	-	-
COD (mg/ℓ)	-	-
SS (mg/ℓ)	-	-
油分 (mg/ℓ)	-	-
T-N (mg/ℓ)	-	-
T-P (mg/ℓ)	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-
Cu (mg/ℓ)	-	-
Pb (mg/ℓ)	-	-
Zn (mg/ℓ)	-	-
Cd (mg/ℓ)	-	-
As (mg/ℓ)	-	-
Fe (mg/ℓ)	-	-
Mn (mg/ℓ)	-	-
フッ素 (mg/ℓ)	-	-

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間

平成28年8月26日から同年9月16日まで
- (2) 場 所

岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第四百六十五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十八年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 エチルⅡニ―「Ⅰ―（四―フルオロベンジル）―ⅠH―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアート（通称名EMB―FUBINACA）及びその塩類

2 N―（Ⅰ―アミノⅠ―オキソⅢ―フェニルプロパンⅠニ―イル）Ⅰ―（シクロヘキシルメチル）Ⅰ―H―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名APP―CHMINACA、PX―Ⅲ）及びその塩類

3 三―メトキシⅠニ―（メチルアミノ）Ⅰ―（四―メチルフェニル）プロパンⅠ―Ⅰオン（通称名Mexedrone、四―MMC―OMe）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十八年八月二十七日から施行する。

◎岡山県告示第四百六十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成二十八年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
井原市	岡山西農業協同組合美星支店	平成二十八年十月三日
	西部いこいの里	四日
	岡山西農業協同組合井原北支店	五日
	青野店舗	六日
	井原市芳井生涯学習センター	七日
	岡山西農業協同組合井原東支店	八日
	井原市地場産業振興センター	九日
		十日
		十一日
		十二日
		十三日
		十四日
		十五日
		十六日
		十七日
		十八日
		十九日
		二十日
		二十一日
		二十二日
		二十三日
		二十四日
		二十五日
		二十六日
		二十七日
		二十八日
		二十九年
		三十年
		三十一年
		三十二年
		三十三年
		三十四年
		三十五年
		三十六年
		三十七年
		三十八年
		三十九年
		四十年
		四十一年
		四十二年
		四十三年
		四十四年
		四十五年
		四十六年
		四十七年
		四十八年
		四十九年
		五十年
		五十一年
		五十二年
		五十三年
		五十四年
		五十五年
		五十六年
		五十七年
		五十八年
		五十九年
		六十年
		六十一年
		六十二年
		六十三年
		六十四年
		六十五年
		六十六年
		六十七年
		六十八年
		六十九年
		七十年
		七十一年
		七十二年
		七十三年
		七十四年
		七十五年
		七十六年
		七十七年
		七十八年
		七十九年
		八十年
		八十一年
		八十二年
		八十三年
		八十四年
		八十五年
		八十六年
		八十七年
		八十八年
		八十九年
		九十年
		九十一年
		九十二年
		九十三年
		九十四年
		九十五年
		九十六年
		九十七年
		九十八年
		九十九年
		一〇〇年

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第四百六十七号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県農林水産部水産課及び笠岡市建設産業部建設企画課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

岡山県知事
 伊原木
 隆
 太

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸 真鍋島漁港海岸 岩坪地区 (延長471m方 位 真北)	基点1から基点14までを順次結んだ線、基点14と補助点5を結んだ線、補助点5から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点宮の端 (北緯34° 21′ 39″ . 9624, 東経133° 35′ 17″ . 5284) から275° 10′ の方向へ距離630.1mの点	
	基点2 基点1から 90° 00′ の方向へ距離 33.7mの点	
	基点3 基点2から 360° 00′ の方向へ距離 7.4mの点	
	基点4 基点3から 90° 00′ の方向へ距離 100.1mの点	
	基点5 基点4から 54° 33′ の方向へ距離 19.5mの点	
	基点6 基点5から 136° 43′ の方向へ距離 3.4mの点	
	基点7 基点6から 193° 49′ の方向へ距離 11.3mの点	
	基点8 基点7から 184° 26′ の方向へ距離 3.4mの点	
	基点9 基点8から 156° 38′ の方向へ距離 17.6mの点	
	基点10 基点9から 88° 40′ の方向へ距離 49.3mの点	
	基点11 基点10から 85° 44′ の方向へ距離 47.5mの点	
	基点12 基点11から 69° 38′ の方向へ距離 17.2mの点	
	基点13 基点12から 37° 38′ の方向へ距離 36.8mの点	
	基点14 基点13から 40° 09′ の方向へ距離 24.7mの点	
	補助点1 基点1から 360° 00′ の方向へ距離 36.3mの点	

	補助点 2	基点 6 から	35° 48′	の方向へ距離	24. 7m の点
	補助点 3	基点 9 から	23° 46′	の方向へ距離	25. 9m の点
	補助点 4	基点12から	327° 17′	の方向へ距離	15. 4m の点
	補助点 5	基点14から	305° 35′	の方向へ距離	17. 9m の点

◎岡山県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 工門勝央線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市原字中二六九番一地从先から 津山市原字中三一七番一地从先まで	新	一三・〇 一五・〇	三五・〇
津山市原字中二六九番一地从先から 津山市原字中三一七番一地从先まで	旧	一三・〇 一五・五	三五・〇

◎岡山県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	阿口上線	真庭市阿口字高下道ノ上四二六七番地先から 真庭市阿口字虬四三七一番一地先まで	平成二十八年八月二十六日

平成28年8月26日 岡山県公報 第11816号

〔三六八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十八年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区4号（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

東畦18樋門（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

錦東上樋門（ ）

錦中川樋門（ ）

錦六区悪水縦5樋門（ ）

錦六区横6樋門（ ）

鞆津川丘二北高低樋門（ ）

西七区支線102号（ ）

西七区支線116号（ ）

北七区支線66号（ ）

北七区12条2（ ）

宗津川沖1西樋門（ ）

常川西樋門（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十八年八月二十六日から同年九月十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

平成28年8月26日 岡山県公報 第11816号

〔三六九〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 五四七式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十八年七月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社ラインズオカヤマ

備前市伊部一七二番地の一

五 落札金額

四四、九六八、六五一円（うち消費税額及び地方消費税の額三、三三一、〇一一円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年六月十七日

◎岡山県選管告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年八月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さわ けんと温かいまちを作る会	澤 健	澤 陽子	赤磐市桜が丘東四―四―二四二	平成二八・七・八
多賀のぶよし後援会	佐 能 直 樹	大 月 章 広	井原市木之子町一七〇―二	〃 〃
細羽敏彦後援会	井 本 一 雄	山 成 教 道	井原市芳井町築瀬六四五	〃 七・二〇

◎岡山県選管告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成二十八年八月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日		
自由民主党岡山県支部連合会久米南支部	河原 重 義	主たる事務所の所在地	久米郡久米南町下弓削五四三―一	久米郡久米南町神目中四七七	平成二八・七・一		
〃	〃	代表者の氏名	河原 重 義	片山 篤	〃		
自由民主党岡山県石油販売業支部	吉延 嘉一郎	〃	吉延 嘉一郎	吉延 四郎	〃	七・六	
〃	〃	会計責任者の氏名	川上 佳 郎	山田 久 司	〃		
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日		
岡山県石油政治連盟	吉延 嘉一郎	代表者の氏名	吉延 嘉一郎	吉延 四郎	平成二八・七・六		
〃	〃	会計責任者の氏名	横山 圭 介	山田 久 司	〃		
小林一郎後援会	戸取 正 憲	主たる事務所の所在地	岡山市東区瀬戸町二日市二七六―四	岡山市東区瀬戸町江尻一一四七―七	〃	七・一	
三木亮治後援会	藤村 一 成	〃	岡山市中区藤原西町一一二―五―一	岡山市中区西川原一一二四―二八	〃	四・一	
〃	〃	代表者の氏名	藤村 一 成	田上 金 次	〃		

◎岡山県選管告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年八月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

河島建一後援会

宮本俊一

平成二八・七・二五

◎岡山県選管告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十八年八月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

澤 健

赤磐市議会議員

さわ けんと温かいまちを作る 赤磐市桜が丘東四―四―二四二

平成二八・七・七

会